個人情報ファイルの名称	教育・保育給付認定申請事務ファイル
市の機関の名称	鶴岡市長
個人情報ファイルが利用に 供される事務をつかさどる 組織の名称	健康福祉部子育て推進課
個人情報ファイルの利用目的	教育・保育給付認定審査事務における本人の資格審査
	のために利用する。
記録項目	1保護者(申請者)宛名番号、2保護者(申請者)個人番
	号、3保護者(申請者)氏名、4保護者(申請者)性別、
	5保護者(申請者)生年月日、6保護者(申請者)年齢、
	7保護者(申請者)住所、8保護者(申請者)判定対象者
	区分、9保護者(申請者)関係者区分、10保護者(申請
	者)同居・別居区分、11保護者(申請者)障害有無、12
	保護者(申請者)均等割額、13保護者(申請者)所得割
	額、14保護者(配偶者)宛名番号、15保護者(配偶者)
	個人番号、16保護者(配偶者)氏名、17保護者(配偶
	者)性別、18保護者(配偶者)生年月日、19保護者(配
	偶者)年齢、20保護者(配偶者)住所、21保護者(配偶
	者)判定対象者区分、22保護者(配偶者)関係者区分、
	23保護者(配偶者)同居・別居区分、24保護者(配偶
	者) 障害有無、25保護者(配偶者) 均等割額、26保護者
	(配偶者)所得割額、27児童宛名番号、28児童個人番

	号、29児童氏名、30児童性	別、31児童生年月日、32児童
	年齢、33児童住所、34児童	判定対象者区分、35児童関係
	者区分、36児童同居・別居	区分、37児童障害有無、38児
	童均等割額、39児童所得割	額、40認定区分、41保育必要
	量、42認定期間、43保育の	必要性事由(母)、44保育の
	必要性事由(父)、45利用	施設、46入所入園日、47第3
	子減免、48クラス年齢、4	9利用期間、50世帯員宛名番
	号、51世帯員個人番号、52	世帯員氏名、53世帯員性別、
	54世帯員生年月日、55世帯	員年齡、56世帯員住所、57世
	带員判定対象者区分、58世	世帯員関係者区分、59世帯員
	同居・別居区分、60世帯員	員障害有無、61世帯員均等割
	額、62世帯員所得割額	
記録範囲	教育・保育給付認定申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	教育・保育給付認定を受けようとする者による申請書	
	の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織	(名 称) 鶴岡市総務部総	8務課公文書管理室
の名称及び所在地	(所在地) 〒997-8601	
訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による特別 の手続等	山形県鶴岡市馬場町9番25号	
個人情報ファイルの種別	✓法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

	政令第21条第7項に該当 するファイル □有 ✔無	
備考		

個人情報ファイルの名称	病児保育事業利用登録者ファイル
市の機関の名称	鶴岡市長
個人情報ファイルが利用に 供される事務をつかさどる 組織の名称	健康福祉部子育て推進課
個人情報ファイルの利用目的	病児保育事業における利用者の登録と利用料減免対象
	者の資格審査のために利用する。
記録項目	1児童氏名、2児童宛名番号、3児童性別、4児童生年月
	日、5保護者(申請者)氏名、6保護者(申請者)宛名番
	号、7利用料減免申請有無、8利用料通知額、9保護者(配
	偶者)氏名、10保護者(配偶者)宛名番号、11保護者
	(申請者)郵便番号、12保護者(申請者)住所、13保護
	者 (申請者) 電話番号、14児童の家庭居医、15世帯番号
記録範囲	鶴岡市病児保育事業登録(変更)申請書を提出した者
記録情報の収集方法	病児保育事業を利用しようとするものによる申請書の
	提出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	_
開示請求等を受理する組織	(名 称) 鶴岡市総務部総務課公文書管理室
の名称及び所在地	(所在地)〒997-8601
	山形県鶴岡市馬場町9番25号

訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による特別 の手続等		
個人情報ファイルの種別	<ul><li>✓法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)</li><li>政令第21条第7項に該当 するファイル □有 ✓無</li></ul>	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
備考		

個人情報ファイルの名称	放課後児童対策事業登録児	<b>豊</b> 童ファイル
市の機関の名称	鶴岡市長	
個人情報ファイルが利用に 供される事務をつかさどる 組織の名称	健康福祉部子育て推進課	
個人情報ファイルの利用目的	放課後児童対策事業におけ	ける委託業者の選定に利用す
	る。	
記録項目	1クラブ名又は支援の単位:	名、2児童氏名、3年齢、4学校
	名、5学年、6住所、7保護	者名
記録範囲	放課後児童クラブに利用登	<b>必録した者</b>
記録情報の収集方法	放課後児童対策事業を受討	£しようとする者による事業
	計画書等の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織	(名 称) 鶴岡市総務部総	終課公文書管理室
の名称及び所在地	(所在地)〒997-8601	
	   山形県鶴岡市馬場町9番25 <sup> </sup>	号
訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による特別 の手続等		
個人情報ファイルの種別	✓法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル □有 ☑無	
i .	l	

個人情報ファイルの名称	児童手当対象者管理事務ファイル
市の機関の名称	鶴岡市長
個人情報ファイルが利用に 供される事務をつかさどる 組織の名称	健康福祉部子育て推進課
個人情報ファイルの利用目的	児童手当における支給対象者等の管理業務のために利
	用する。
記録項目	1宛名番号、2個人番号、3氏名、4生年月日、5郵便番号、
	6住所、7方書、8電話番号、9性別、10年金種別、11配偶
	者有無、12勤務先、13配偶者個人番号、14配偶者氏名、
	15配偶者郵便番号、16配偶者住所、17配偶者方書、18配
	偶者電話番号、19配偶者生年月日、20配偶者勤務先、21
	配偶者年金種別、22支払先銀行名、23支払先店番、24支
	払先支店名、25支払先口座番号、26児童個人番号、27児
	童名、28続柄、29児童生年月日、30児童住所、31児童電
	話番号、32同別居、33監護有無、34生計関係、35支給開
	始年月、36増額減額の別、37増額減額理由、38事由発生
	年月日、39消滅事由、40消滅事由発生年月日、41消滅年
	月、42代理人氏名、43請求者との続柄、44受付年月日、
	45決定年月日、46別居理由、47別居期間、48生活費等の
	送金等状況、49面会、連絡の状況、50死亡年月日、51請
	求期間、52請求金額、53請求者、54申立人住所、55申立

人氏名、56未成年後見人である児童の氏名、57未成年 後見人である児童の性別、58未成年後見人である児童 の生年月日、59未成年後見人である児童の父氏名、60 未成年後見人である児童の父郵便番号、61未成年後見 人である児童の父住所、62未成年後見人である児童の 父勤務先、63未成年後見人である児童の母氏名、64未 成年後見人である児童の母郵便番号、65未成年後見人 である児童の母住所、66未成年後見人である児童の母 勤務先、67施設種類、68留学期間、69留学目的、70居住 地国名、71児童と同居している者の続柄、72留学前の 国内居住地郵便番号、73留学前の国内居住地住所、74 留学前の国内居住期間、75住民票上の住所地を変更で きないやむを得ない理由、76申請者の居住実態に係る 状況を証明する書類等、77児童の居住実態に係る状況 を証明する書類等、78寄付金額、79配偶者との別居に 係る状況、80父母指定者氏名、81父母指定者郵便番号、 82父母指定者住所、83父母指定者電話番号、84父母指 定者性別、85父母指定者生年月日、86児童生計維持父 母の氏名、87児童生計維持父母の郵便番号、88児童生 計維持父母の住所、89児童生計維持父母の電話番号、 90児童生計維持父母の性別、91児童生計維持父母の生 年月日、92児童生計維持父母と児童の続柄、93児童生 計維持父母の帰国見込年月日、94戸籍及び住民票に児

	童の記載がない理由、95今行	後の記載見込み、96養育申
	立者の氏名、97養育申立者の	の住所、98養育申立者の電
	話番号、99養育申立者の性別	リ、100育申立者の生年月日、
	101養育申立者と児童の続杯	所、102養育するに至った理
	由、103父母氏名、104父母生	三年月日、105父母状況、106
	非該当予定日、107控除後所	得額、108限度額、109認定
	区分、110配偶者控除後所得	額、111認定区分、112配偶
	者認定区分	
記録範囲	児童手当の支給対象となって	ている者、または過去に支
	給対象であった者	
記録情報の収集方法	児童手当における各種申請	書の提出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織	(名 称) 鶴岡市総務部総務	務課公文書管理室
の名称及び所在地	(所在地)〒997-8601	
	山形県鶴岡市馬場町9番25号	<del>;</del>
訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による特別 の手続等		
個人情報ファイルの種別	✓法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル □有 ☑無	
備考		

個人情報ファイルの名称	児童手当対象者管理事務ファイル
市の機関の名称	鶴岡市長
個人情報ファイルが利用に 供される事務をつかさどる 組織の名称	健康福祉部子育て推進課
個人情報ファイルの利用目的	児童手当における支給対象者等の管理業務のために利
	用する。
記録項目	1宛名番号、2個人番号、3氏名、4生年月日、5郵便番号、
	6住所、7方書、8電話番号、9性別、10年金種別、11配偶
	者有無、12勤務先、13配偶者個人番号、14配偶者氏名、
	15配偶者郵便番号、16配偶者住所、17配偶者方書、18配
	偶者電話番号、19配偶者生年月日、20配偶者勤務先、21
	配偶者年金種別、22支払先銀行名、23支払先店番、24支
	払先支店名、25支払先口座番号、26児童個人番号、27児
	童名、28続柄、29児童生年月日、30児童住所、31児童電
	話番号、32同別居、33監護有無、34生計関係、35支給開
	始年月、36増額減額の別、37増額減額理由、38事由発生
	年月日、39消滅事由、40消滅事由発生年月日、41消滅年
	月、42代理人氏名、43請求者との続柄、44受付年月日、
	45決定年月日、46別居理由、47別居期間、48生活費等の
	送金等状況、49面会、連絡の状況、50死亡年月日、51請
	求期間、52請求金額、53請求者、54申立人住所、55申立

人氏名、56未成年後見人である児童の氏名、57未成年 後見人である児童の性別、58未成年後見人である児童 の生年月日、59未成年後見人である児童の父氏名、60 未成年後見人である児童の父郵便番号、61未成年後見 人である児童の父住所、62未成年後見人である児童の 父勤務先、63未成年後見人である児童の母氏名、64未 成年後見人である児童の母郵便番号、65未成年後見人 である児童の母住所、66未成年後見人である児童の母 勤務先、67施設種類、68留学期間、69留学目的、70居住 地国名、71児童と同居している者の続柄、72留学前の 国内居住地郵便番号、73留学前の国内居住地住所、74 留学前の国内居住期間、75住民票上の住所地を変更で きないやむを得ない理由、76申請者の居住実態に係る 状況を証明する書類等、77児童の居住実態に係る状況 を証明する書類等、78寄付金額、79配偶者との別居に 係る状況、80父母指定者氏名、81父母指定者郵便番号、 82父母指定者住所、83父母指定者電話番号、84父母指 定者性別、85父母指定者生年月日、86児童生計維持父 母の氏名、87児童生計維持父母の郵便番号、88児童生 計維持父母の住所、89児童生計維持父母の電話番号、 90児童生計維持父母の性別、91児童生計維持父母の生 年月日、92児童生計維持父母と児童の続柄、93児童生 計維持父母の帰国見込年月日、94戸籍及び住民票に児

	童の記載がない理由、95今後の記載見込み、96養育申
	立者の氏名、97養育申立者の住所、98養育申立者の電
	話番号、99養育申立者の性別、100育申立者の生年月日、
	101養育申立者と児童の続柄、102養育するに至った理
	由、103父母氏名、104父母生年月日、105父母状况、106
	非該当予定日、107控除後所得額、108限度額、109認定
	区分、110配偶者控除後所得額、111認定区分、112配偶
	者認定区分
記録範囲	児童手当の支給対象となっている者、または過去に支
	給対象であった者
記録情報の収集方法	児童手当における各種申請書の提出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	_
開示請求等を受理する組織	(名 称) 鶴岡市総務部総務課公文書管理室
の名称及び所在地	(所在地)〒997-8601
ディスッド40円/台 (L.)ヶ間・ナフ	山形県鶴岡市馬場町9番25号
訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による特別 の手続等	
個人情報ファイルの種別	<ul><li>✓法第60条第2項第1号</li><li>(電算処理ファイル)</li><li>□法第60条第2項第2号</li><li>(マニュアル処理ファイル)</li></ul>
	政令第21条第7項に該当 するファイル □有 ☑無
備考	

個人情報ファイルの名称	令和4年度鶴岡市物価高騰対策子育て世帯生活支援事
	業対象者管理事務ファイル
市の機関の名称	鶴岡市長
個人情報ファイルが利用に 供される事務をつかさどる 組織の名称	健康福祉部子育て推進課
個人情報ファイルの利用目的	R4鶴岡市物価高騰対策子育て世帯生活支援事業におけ
	る支給対象者等の管理業務のために利用する。
記録項目	1宛名番号、2氏名、3生年月日、4郵便番号、5住所、6方
	書、7電話番号、8配偶者個人番号、9配偶者氏名、10配
	偶者生年月日、11認定事由、12重複解除理由、13除外理
	由、14申請日、15配達依頼日、16返却日、17再送日、18
	勤務先
記録範囲	R4鶴岡市物価高騰対策子育て世帯生活支援事業におけ
	る支給対象者
記録情報の収集方法	対象者による申請書の提出
	児童手当システムによる対象者抽出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	_
開示請求等を受理する組織	(名 称) 鶴岡市総務部総務課公文書管理室
の名称及び所在地	(所在地)〒997-8601
	山形県鶴岡市馬場町9番25号

訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による特別 の手続等		
個人情報ファイルの種別	<ul><li>✓法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)</li><li>政令第21条第7項に該当 するファイル □有 ✓無</li></ul>	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
備考		

個人情報ファイルの名称	鶴岡市出産支援給付金対象者管理事務ファイル
市の機関の名称	鶴岡市長
個人情報ファイルが利用に 供される事務をつかさどる 組織の名称	健康福祉部子育て推進課
個人情報ファイルの利用目的	鶴岡市出産支援給付金業務における支給対象者等の管
	理業務のために利用する。
記録項目	1宛名番号、2氏名、3生年月日、4郵便番号、5住所、6方
	書、7電話番号、8新生児氏名、9新生児生年月日、10金
	融機関コード、11金融機関名、12本支店コード、13本支
	店名、14口座番号、15口座名義人、16振込日、17給付金
	額、18新生児宛名番号
記録範囲	鶴岡市出産支援給付金における支給対象者
記録情報の収集方法	対象者による申請書の提出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	_
開示請求等を受理する組織	(名 称) 鶴岡市総務部総務課公文書管理室
の名称及び所在地	(所在地)〒997-8601
	山形県鶴岡市馬場町9番25号

訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による特別 の手続等		
個人情報ファイルの種別	<ul><li>✓法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)</li><li>政令第21条第7項に該当 するファイル □有 ✓無</li></ul>	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
備考		

個人情報ファイルの名称	令和4年度鶴岡市低所得の子育て世帯に対する子育て	
	世帯生活支援特別給付金対象者管理事務ファイル	
市の機関の名称	鶴岡市長	
個人情報ファイルが利用に 供される事務をつかさどる 組織の名称	健康福祉部子育て推進課	
個人情報ファイルの利用目的	鶴岡市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支	
	援特別給付金対象者等の管理業務のために利用する。	
記録項目	1宛名番号、2氏名、3郵便番号、4住所、5方書、6金融機	
	関コード、7金融機関名、8本支店コード、9本支店名、	
	10口座番号、11口座名義人、12振込日、13給付金額	
記録範囲	鶴岡市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支	
	援特別給付金対象者	
記録情報の収集方法	対象者による申請書の提出	
	児童手当システムによる対象者抽出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織	(名 称) 鶴岡市総務部総務課公文書管理室	
の名称及び所在地	(所在地)〒997-8601	
デアロッグ和田佐 こう・明 とっ	山形県鶴岡市馬場町9番25号	
訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による特別 の手続等		

個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル □有 ☑無	
備考		

個人情報ファイルの名称	妊娠届出等事務ファイル	
市の機関の名称	鶴岡市長	
個人情報ファイルが利用に 供される事務をつかさどる 組織の名称	健康福祉部こども家庭センター	
個人情報ファイルの利用目的	母子保健法に基づく妊婦の	)健康管理
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4生年月日、5個人番号、6妊娠届	
	出	
記録範囲	妊娠届出をした者	
記録情報の収集方法	本人、本人以外(医療機関等)	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織	(名 称) 鶴岡市総務部総務課公文書管理室	
の名称及び所在地	(所在地) 〒997-8601	
	   山形県鶴岡市馬場町9番25 <sup> </sup>	<del>号</del>
訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による特別 の手続等		
個人情報ファイルの種別	✓法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル □有 ☑無	

-		
	備考	
ı		